明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業二）　一
○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七四）

〔告　示〕
○消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関の主たる事務所の所在地及び検定等を行う事務所の所在地の変更に関する件（総務二六九）　三
○消防法施行規則第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件（同二七〇）
○消防法施行規則第一条の四第八項に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件（同二七一）
○消防法施行規則第五十一条の十二第三項に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件（同二七二）
○日本国に帰化を許可する件（法務一七一）
○令和二年度における共同募金の実施期間を定める件（厚生労働三一一）
○保安林の指定をする件（農林水産一七七一～一七七九）
○保安林の指定を解除する件（同一七八〇～一七八八）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八六七、八六八）
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛一九九）
○道路に関する件（中部地方整備局一一一）
○道路に関する件（北海道開発局一三二～一三四）

〔国会事項〕
令和二年七月中国際収支状況（速報）（財務省）

〔人事異動〕
内閣　内閣府　外務省

〔皇室事項〕

〔資　料〕
諸事項

〔公　告〕
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、除権決定、再生関係
会社その他

省令

○厚生労働省・経済産業省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第九条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十五日

経済産業大臣　梶山　弘志

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定の申請） 第九条　法第百六条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　［略］	（指定の申請） 第九条　法第百六条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　［略］